

Member Circular 10/2017

改正2006年海事労働条約（MLC） – てん補対象外のMLC債務に関する補償責任

こちらは、英文記事「[Maritime Labour Convention 2006 As Amended \(MLC\) – Liability for Uninsured MLC Liabilities](#)」（2018年2月）の和訳です。

メンバー各位

改正後の2006年海事労働条約（以下「MLC」）に基づき金銭的保証に関する証書の掲示義務が施行されることについて2016年6月発行の [Member Circular 11/2016](#) および2016年10月発行の [Member Circular 13/2016](#) でご案内しましたとおり、国際P&Iグループ（IG）加盟全クラブの理事会は、各クラブが必要な証書を提供することに同意しております。

しかしながら、上記サーキュラーにも明記されているとおり、この証書に基づいて生じる債務の一部（すなわち、規則4.2、基準A4.2.1、ガイドラインB4.2.1に基づく死亡や長期後遺障害の補償）は通常のP&Iカバーでてん補されるものの、MLC規則2.5、基準A2.5.2、及びガイドラインB2.5に基づく未払賃金、船員の送還費用、付随費用はてん補の対象外となります。このため、クラブで発給した証書に基づいて、クラブがこのような債務を履行することとなった場合、メンバーの皆様は追ってクラブに当該債務を払い戻す義務を負うこととなります。

この方針は、クラブによるMLC証書（海事労働証書）の発給に適用される2016年MLC特別条項（MLC Extension Clause 2016）の規定にも示されています。証書の発給を受ける際にメンバーが署名しなければならないMLC Undertakingには、2016年MLC特別条項の規定がすべての共同被保険者、メンバー、共同メンバーに対して法的拘束力を持つ旨が明記されています。現在は、MLC Undertakingの署名者が、これらすべての当事者に代わって当該当事者に対する法的拘束力を生じさせる代理権を有する旨も記載されています。

本サーキュラーは、メンバーの皆様が保険約款のすべての共同被保険者に代わってMLC Undertakingに署名し、2016年MLC特別条項の義務を負わせる場合には本人から代理権を取得する必要があることをあらためてご案内申し上げるとともに、通常のP&Iカバーでてん補されないMLC債務についてはすべての共同被保険者、メンバー、共同メンバーの皆様が連帯して当クラブへの補償責任を負うことを今一度ご案内させていただくものです。以上により、メンバーの皆様のいずれかに当クラブへの上記義務を履行いただけなかった場合、当クラブはすべての共同被保険者、メンバーや保険約款上のその他すべての共同メンバーの皆様に債務の補償をお願いすることとなります。

国際P&Iグループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、[Alice Amundsen](#) (Gard, Arendal) もしくはガードジャパン株式会社 (gardjapan@gard.no) までお問い合わせください

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO (最高経営責任者)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性及び品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。